

## 令和7年度 第5回大阪府建設事業評価審議会都市整備部会 議事概要

- 日時 令和8年2月19日(木) 10時30分から12時10分まで
- 場所 Web会議システムによるオンライン会議
- 出席委員 内田部会長・荒木委員・織田澤委員・中儀委員・中村委員・長町委員(6名)
- 議題 (1) 意見陳述に対する府の見解について  
(2) 府民意見等募集の結果について  
(3) 意見具申(案)について  
(4) 評価制度全体にかかる委員意見について府の対応方針(報告)  
(5) その他

【議事概要】(◆部会長、事務局等の説明等、○委員の発言、⇒部局等の応答)

### ◆ [部会長]

本日の審議は、まずは先日意見陳述でいただいた内容に対する府の見解をご説明いただき。次に府民意見募集の結果、佐保橋梁の案件1件についてご報告いただきたい。そののち合わせて2件に関する意見具申の案について説明を受け、議論したい。また最後に、今年度も審議を通して委員の皆様から制度のあり方等についてご意見いただいたところであるが、それに対する府の対応方針の報告をしていただく。

#### (1) 意見陳述に対する府の見解について

### ◆ [都市整備部 道路室 道路整備課]

資料2「追加説明資料(主要地方道大阪和泉泉南線(都市計画道路 大阪岸和田南海線)道路改良事業)」に基づいて説明。

### ◆ [部会長]

今ご説明のあった府の見解について、部会メンバーが府の見解について何か意見したり決定したりするという立場ではないものの、今の説明を受け、疑問点等があれば整理した上で、3番目の議題にある意見具申案の審議の方へ移りたい。

委員の皆さんにはご質問、ご意見があればお受けしたい。

### ○荒木委員

見解として書かれていること自体について理解はできる。ただし少し説明不足があるのではないかと感じる。一つは大阪外環状線北側部分の都市計画を廃止したことが書かれていないこと。2点目は全体で約5割の用地買収が完了しているということだが、実際今回その意見陳述人が求めるような線形変更を行うと想定した際に、どのぐらい無駄

な用地買収が行われたことになるのかという説明がないと考える。それゆえこの段階で、設計変更は困難であるという説明としては不十分なところがあるのではないかと感じている。気になったところは以上の2点。

◆ [部会長]

1点目に関しては、資料の府の見解のページにある、第1段落が関係すると思うが、平成27年度の都市計画変更に関する内容についてもう少し詳しく書くべきではないかというご指摘であると受け止めた。

○荒木委員

正しくは、事業開始の翌年、北側部分の都市計画変更（廃止）があったということが記されていないのが少し不自然であるという意見。確か平成28年に事業開始、平成29年に外環状線北側の部分が廃止だったと記憶している。

⇒ [都市整備部 道路室 道路整備課]

ただ今、荒木委員がおっしゃった通り、まず本事業の事業化にかかる都市計画変更を平成27年度に実施のうえ、平成28年度に事業着手、その後、大阪外環状線北側の都市計画廃止について平成29年度に実施している。

◆ [部会長]

2点目、仮に線形変更した際に手戻りになる用地買収についてはいかがか。

⇒ [都市整備部 道路室 道路整備課]

現時点で、線形変更した場合にどの程度手戻りが生じるか、すでに取得した用地がどの程度不要になるかといった検討資料はございません。

◆ [部会長]

荒木委員、この回答に対してのご意見はいかがか。

○荒木委員

変更が難しいということは、制度的な点などからある程度は理解できるが、本当に困難かどうか明らかにされないまま、事業継続を前提に何らかの付帯意見をつけるということに私はあまり賛成できない。むしろ、一旦中止してきちんとその比較検討をされた上で事業を再開されるのが望ましいのではないかと感じるところである。

○中儀委員

相変わらず判然としないが、すでにご意見もあったとおりきちんとした検討が進んでいないから、こういった形で意見が出てきたのではないかと思う。このあたりの点がどうなっているか、府の見解を聴いただけではやっぱりわからないのが正直なところ。協議を進めてきた、との記述もあるが、協議が進んでうまくいっていれば、完全な結論が出ていな

くとも、公の場で意見を出されることはないのではないかと思うのでその点が一番よくわからないところではある、関係者同士の話し合いがきちんと進んでいるのかが心配なところ。

○中村委員

荒木委員がおっしゃった点、私も前回か事前説明の際にこのような抽象的な書き方でいいのか、これはこういうものなのか、意見を出された先方が言っているような具体的なことに関してもう少し具体的に書く必要はないのかという質問をさせていただいた。

ただ、その事前説明段階で、府の見解というのはそういうのを書く主旨ではないとも伺い、一つ一つを具体的に言及して書くものではないとお答えいただいて、そういうものなのかと受け止めたところではあった。ただ一方で、確かに抽象的に難しいとかそれがなぜできないのかみたいな、あいまいな表現で留められてしまうと、意見を出した側からすると少し納得できないところがあるかなというのは正直なところ。

府の見解においては、この場ではそこまで言及や記述する性質のものではなく、実際の話し合いの中で話し合われているということだと私は理解していることから、これはこれでいいのかなという気もする。難しいところではあるが私は現段階ではそう理解している。

○長町委員

私は荒木委員のご意見に賛同する。論理的に「なぜできないのか」ということが、この府の見解では感覚的に記述されているように感じてしまうので、荒木委員と同意見である。

○織田澤委員

非常に難しい問題だと感じている。委員の皆様の意見を聞きながらさらに悩みを深めているが、私からは一連の手続きを経ているというところの手續きの正当性について伺いたい。先ほどどなたかがご発言されたが、やはり関係者が納得されていないから進めるべきではないという意見もあるが、一方で、決まった手續きを今回意見陳述された方を含めてしっかりと行っているということであれば、その時点でのある種の合意がしっかり取れていると言える。そのあたりが現時点で明確には分かり得ないので、何か追加で情報があるかどうか確認させていただきたい。

◆ [部会長]

織田澤委員より確認されたいとのこと伺いたい。特に問題になってくるのは、都市計画の手續きかと思うが、このあたり府としてどのような認識をお持ちか。

⇒ [都市整備部 道路室 道路整備課]

都市計画変更の手續きにつきましては、都市計画法に基づく事前説明であったり、周知

であったり、きちんと手続きを経て都市計画変更を行っていると認識している。

◆ [部会長]

それなのになぜ、意見陳述が出てきたのかというあたりについてはどういった見解をお持ちか。

⇒ [都市整備部 道路室 道路整備課]

都市計画変更の手続きについては、説明会の開催等は広く公に周知しており、個々の地権者まで個別に案内をしているものではないこと等からこのような意見が出てきているのでは考える。

◆ [部会長]

織田澤委員、今の説明についてはいかがか。

○織田澤委員

いろいろと意見できる点はもしかしたらあるかもしれないが、我々委員がどういう役割を担うべきかというのは内田部会長が事前におっしゃった通り、判断や意見する性質のものではないと思う。ただ仮に我々としてなにか判断をする上では、中村委員が先ほどおっしゃったような、具体性のある表現を追加するといとう意見があったが、私もすごく気になるところ。個別の地権者様との話の中身までは記述しないという発言もあったが、本来その点ぐらいまで踏み込まないと、この期に及んでの意見陳述をどう扱うべきかというのはなかなか明確に判断するのは難しいと私自身は考えている。以上、追加の説明をお願いしたいというわけではなく、私の所感である。

◆ [部会長]

私が冒頭申し上げたように、我々がこの府の見解について意見したり、修正を求めたり、逆にこれをオーソライズしたり、というような場ではないと私は理解している。ですから、府としてはこういったスタンスでいらっしゃるといふふうに受け取らせていただく。

私からもう一点確認したいのは、資料の最終ページ、最終段落のところ。このあたり、どこまで本気でお考えなのか。事業進捗の過程でできることとできないことは当然出てくると思う。そのためこういった見解をいま表に出すことによって、またいろんなハレーションが起きるといふようなこともあろうかと思う。その辺りを含めて、この最終段落についてどのような考えを持たれているかお聞かせ願いたい。

⇒ [都市整備部 道路室 道路整備課]

特に最終段落の部分については、我々大阪府の道路事業者としての姿勢を述べさせてもらっているところ。府の見解では、これまでの協議において機能回復の案を作成し提案してきた旨を記載しているものであるが、その点についてはいただいた意見陳述の中にも「到底容認できるものではない」というご意見があるとおり、大阪府としてはこれまでに示した案が必ずしも最終案という考えではない。

このため、今回商業施設を運営される会社様含め、テナントとして入るスーパーマーケットさんも含めて、関係者同士で膝を突き合わせながら、協議できないか、また、関係者

から意見をいただきながら、機能回復案についてさらなる検討をしたいという思いである。

◆ [部会長]

当然、他の事業の場合でも地権者のほか関係者とのコミュニケーションを図るのは大前提になるが、本事業の場合、仮に商業施設としての機能をかなり阻害するような事態が想定されるとき、そうならないように相手方と誠意を持って協議をして、協力しながら事業を進めていく、というふうな思いであるというふうに捉えてよいか。

⇒ [都市整備部 道路室 道路整備課]

その通りで結構です。

◆ [部会長]

各委員は、まだいろいろと質問されたいこともあると思うが、議題の3に上がっている、意見具申の案の際に議論いただきたい。府の見解を伺う、ということについてはここまでとする。

(2) 府民意見等募集の結果について

◆ [部会長]

意見募集の結果報告について、事務局よりお願いしたい。

◆ [事務局]

第3回建設事業評価審議会都市整備部会（令和7年11月18日実施）において、再評価事業として1件、主要地方道茨木撰津線（仮称：佐保橋梁）道路改良事業について、府民意見等の募集を実施することについて、審議会にてご承認いただき、手続きに進むことを説明した。その募集結果についてご報告申し上げます。資料3をご覧ください。

府民意見および意見陳述の募集について、令和7年12月8日から令和8年1月6日まで実施した。その結果、府民意見および意見陳述の申し込みの提出は0件。以上、結果報告とさせていただきます。

◆ [部会長]

資料の配架方法のほか、意見募集のチャンネルがこれで十分かという議論は何度も出ていたが、行政オンラインシステムも用いて募集を行ったということで、まだまだ十分とは言い難いかもしれないが、ある程度幅広にやった結果として、今回は意見が出てこなかった、以上報告である。

### (3) 意見具申（案）について

#### ◆ [部会長]

次に意見具申（案）の審議であるが、まずは事務局から案についてご説明願う。

#### ◆ [事務局]

資料4をご確認いただきたい。まず初めに意見具申とそれ以降の流れについて説明する。

意見具申はこれまでご審議いただいた案件について、大阪府建設事業評価審議会としての意見を取りまとめた資料となる。

意見具申に関する部会の決議については、大阪府建設事業評価審議会都市整備部会運営要領第4に定める通り、審議会の決議となる。

意見具申は審議会名で作成、大阪府知事あてに報告することとなる。

意見具申は公表する。そして、この審議会での意見具申を尊重した上で事業担当課は対応方針を決定し、その後報道発表およびホームページ上にて公表する流れとなる。

引き続き、意見具申（案）について、事務局にて案を作成したので説明する。

まず一つ目。令和7年度の審議という形で、審議の経過を記載。二つ目に審議対象の基準、三つ目に開催状況を記載しているので確認されたい。

次に審議結果として再評価の2件について対応方針としては「事業継続」として、案を作成している。

#### ◆ [部会長]

議論の前に、手続きの面で再度確認させていただく。意見具申自体は本日の部会の場で審議しているが、本部会と審議会親会のメンバーが同一であるので、審議会の決議となる、という形で読み替えるということで、今日ここで決めたものが審議会としての決定になるということで相違ないか。また、意見具申は府知事あてに報告するが、この意見具申はあくまでも尊重はするが、最終的な対応方針というのは事業担当課が決めるということで相違ないか。

#### ◆ [事務局]

いずれも部会長のご理解のとおりで相違ない。

#### ◆ [部会長]

そして、意見具申は公表されるものであるということ、審議会ではこう意見具申をし、それに対して、事業担当課はこう方針を示したというのが、ホームページ上で、両方の見解を閲覧できるというような関係にある。

本題として、府の対応方針としては、2件とも事業継続とある。まず②の方が比較的単純かと思うので伺いたい。事業継続ということによろしいか。改めて委員の皆さんいかがか。

#### ○長町委員

事業継続に異論ない。

◆ [部会長]

②は事業継続が前提となると思うが、①、②の案件、併せてご意見いただきたい。

また、①については1つ目の議題でも、いったん止めるべきではないかというようなご意見もあったかと思う。

先ほど手順等を確認したが、今回の部会での決定が審議会の決定であると言いながら、意見具申自体は強い強制力を持っているわけではなく、あくまで意見具申の内容を尊重した上で府の事業担当課が最終の対応方針を決めるというような位置づけである。その一方で、意見具申も公表される文書であり、言い回し等には一定の配慮は必要であろうと、部会長の立場としては考えるところである。

以上のことを踏まえて、2件の事業継続、という原案に対して賛否、それから否の場合、あるいは事業継続の場合でも、付帯意見というのを付すことができるので、付帯意見にはこういった言い回しが必要であろう、というようなことを、ご意見いただければというふうに思う。

○荒木委員

本来、事業開始前であれば、この場で相当突っ込んでコストベネフィットと照らして、適切なものかどうか審議するということであると思う。ただ、本件は事業開始後なので、事業開始前と同じように審議するわけにはいかないのは、当然のことではあると理解している。ただ結論的に、例えば事業開始前の手続きで、本事業に対して批判的な意見を述べる機会が事実上、一般の人には保障されていなかったと思われる。今回出てきたような意見が仮に平成27年頃にこの審議会で議論したなら、やはり大きく判断も変わるものではないか、もしくは変わる可能性はあるのではないかと考える。そう想定すると、現時点で示されている情報だけで他の事業の継続案件と同様の審議をして、継続を是とするか否かという判断をするのは、情報が不十分で判断しようがないと私は感じている。

例えば、先ほど述べたように、全体で5割の用地買収を完了しているというが、設計変更がどの程度困難なのかというのがよくわからないところがある。また、一旦決まった都市計画について変更を行うのは、地権者との関係でなかなか難しいことはあると理解もするが、意見陳述者が言うには、新たに用地が必要となるところが、熊取町の公有地であるかのような発言があったわけで私有地に対して新たに何か制約をかけるというのが違うという考えから、都市計画変更をするのは非常に限定的な場合じゃないと困るという主張も成り立たないところはあると感じている。

それからコストベネフィットの計算においては、これは機能回復を大阪府ができると考えているから比較計算が出てないのだと思うが、本来この意見が出るなら、例えば廃業した場合にどうなるのかという、廃業にあたっての補償費も含んだうえでのコストベネフィットの計算がされなくてはいけないだろうというところ、それらをやっていなかったはずである。

そういう意味では、現時点で出されている情報だけで事業を継続できるかどうかというのを審議するのは本審議会においては無理だと思われた。だからこそ一旦これは中断していただき、当事者同士でケリをつけられる点はケリをつけて、もう 1 度審議し直される方がよろしいのではないかと感じている。

#### ○中儀委員

委員のあり方がよくわかっておらず、やっぱり結論としては事業継続ありきになっているということに疑問がある。中断という選択肢はあるのか。府の説明としては検討する気持ちがあると言いながら、事業が進んでいない理由が判然としない。このあたりの問題が、中断して立ち止まらないと話が進まないのか、それともあと少しで話がうまく進むから継続してちゃんと話をしていただきたい、というどの程度のレベルで進んでいるのかわからないところで、結論が出せない。

#### ○中村委員

事業継続の原案に異論はないが、確かにそれを前提としてしまっている印象があることは中儀委員と同様に感じているところ。関係者同士の協議がどうなっているか、この点には疑問が残る。

#### ○長町委員

今回の意見具申の 3 段落目はずいぶん良い内容になったと思う。先ほどの見解も本気で協議を進めていくというお話で、それは信じるに足るかなと思ったところ。しかしながら、私のスタンスは、結論を申すと、荒木委員と同じように、一時中断。ただ、もし仮に、事業継続となった場合に、必ずお願いしたいのが、非常にわかりやすく陳述の中身が、事業を止めろという話ではなく、線形を付け替えてほしいという話なので、代替案の線形や用地はここだと相手が言ってる以上、この代替案の用地を取得すると、どれだけ損害が生じたり、あるいはそれがどれだけ困難であったりするかということを引きちんと論理的に説明することを求めたい。

あるいは、そういうことが行われるのだというのがわかるように、2 段落目を修正する必要があるのではないかと考えている。

#### ○織田澤委員

荒木委員のご意見にあったが、前提として、一部の方がこの事業に対して事前に意見を述べる機会がなかったのかどうか、この点情報が足らず私も量りかねている。結果的に意見陳述もなされているが、この事前の議論の段階において、その議論の期間がしっかりあったかどうかというところは、明確にしておかないといけないと考える。他事業にも総論賛成・各論反対的な意見はあり、これらは公共事業にはつきものであり、ある種こうい

う意見陳述がその他の事業でいろんなところから起こってくるというような副作用的なことも考慮しなくてはいけないと思うところ。その点、荒木委員がおっしゃった点に関して、私はちょっと情報が現状ないなと思っており、なかなか判断が難しい。

ただもし仮に、その事前の説明や議論の場がある種プロセスとしてなされ、正当な流れを辿っているとすれば事業継続が適切かと判断する。

#### ◆ [部会長]

委員の立場として、2点意見したい。1点目は、都市計画決定の重みをどう見るか。きちんと地権者等に周知徹底が図られていたかというといくらか疑問もあるが、ただそのあたりは行政実務の面から言うと、都市計画決定で土地の権利制限をするということに関しては、かなり強い法的な権限が与えられている性質のものである。図面も公表されていることから、地権者さんにとっては厳しい言い方になるが、知らなかったから関係ないとは言えないような建付けになっているというふうに私は理解している。

そのため、一定の手続きに従って動いてきたものを何人かの方の反対意見で元に戻すのかという問題については、安定性の点から見て違うだろうなというのが私の意見である。

それから2点目は、実際に事業を進めていく中で、いろいろな意見の齟齬、コミュニケーション不足があって事業が遅れるというのは、本件に限らずそれこそ多数あると理解している。その結果として、事業の進捗が過度に遅れることというのが、それもまた社会的な貴重な時間、資源の浪費に繋がることから、着実な進捗を図るべきだというスタンスも当然ある。すなわち、どの程度時間をかけてこの議論をしていくのかというのは、かなり慎重に考えるべき話だろうと考えるところ。

以上を踏まえ、今回の案件については都市計画決定に至るまで大きな手続き上の瑕疵があったとは見受けられないので、その決定内容について、直ちに遡って改めて議論するというような考えでの結論には反対である。その一方で、実際に事業を進めるプロセスにおいて、いろいろと行き違いがあり、このような事態になったというのかなり強く推察できるところ。この問題については、その趣旨の付帯意見を付け、さらに今後はきちんと早く前に進むように、ここからまた時間をかけすぎると、先ほど申し上げたような観点で、社会的なコストがどんどん増していくばかりとなるので、適切に事業進捗に努められたい、というようなニュアンスをきちんと盛り込んだ付帯意見をつけるべきである、というのが私の意見である。

以上の意見を踏まえて、改めて各委員ご意見いかがか。

#### ○荒木委員

織田澤先生、それから内田先生のおっしゃる都市計画の手続きの面として言えば、全くその通りだろうとは感じる。そして、今回の意見陳述者のご意見のように、本当に知らな

かったかどうかという点も、そこは若干疑問を感じている。ただ事実上、意見する機会がなかったのではないかと感じることもある。先にこのように私に述べたのは、おそらく商業施設と熊取町との間のやり取りで発言しづらかったのではないだろうか、ということをお願いしたい。

それから、事業の安定性というところについても、一定理解はできるものの今回再評価という場面で、仮に線形を変更するような形の案と、現線形をそのまま継続するという案を比較するならば、どちらが適切か今ここで審議しなければならないと思う。本当にどのくらい困難かということが、法制度的にあるいは用地買収などの面で示されていないので、現状の案をとりあえずやっていく方が望ましいんだ、ということまでの判断を私はできないと思う。事業継続という結論を出すことが審議会として困難ではないかなと感じたところ。

#### ○織田澤委員

私も、熊取町とはいろいろなやり取りの過程で、少しこじれているんだらうという感想を持っている。荒木委員のおっしゃることも非常に同意するところが多いが、私の考えとしては現線形である都市計画の手続きの正当性が保たれるのであるとすれば、そもそも都市計画の変更の必要性というものが俎上に上がってこないと思うところであり、その困難さを説明する必要はないのではないかと、というのが私の考えである。

#### ◆ [部会長]

あらためて一委員としての立場で申し上げる。私は都市計画や交通計画系を専門とする立場でもあるので、この都市計画決定の意味を重視しているというところはある。

私有財産権や営業権も含めこれら権利が最優先されているのが日本国憲法の考え方ではあるが、これには留保条項がついているものであり、公共の福祉のために制限される場合があり、これを具体化している例が都市計画決定であるというふうに理解している。

以上を踏まえて、やはり都市計画変更というようなことはされるべきではなかろうというふうに考えている。

ただ一方で、その公共の福祉のために特定の人が犠牲になっていいかというところではなく、きちんとした補償や代替措置を講じた上で、諸手を挙げて賛成とはいかないまでも、きちんと納得していただくということが極めて重要だというふうに考える。

今回の案件については、実は線形変更するとどれだけ新たな問題が生じるのか、それから、どれだけ良い方向に行くのかという点で、皆さんもおっしゃる通り、情報が不足しているので、そのあたりの判断は難しいわけであるけれども、一地権者さんがおっしゃられているということであれば、その地権者さんに対して、損害がなくなるように代替措置を講じること、今回の例では、営業がきちんと継続できるような形を作り上げていく、というようなことが、行政から行われるべき内容であろうというふうに考える。

○荒木委員

現時点において、もう線形変更の案と現状の案というのを、俎上に載せるにはもう遅いものである——つまり、手順を踏んだ都市計画手続の中であれば、つまり当初、仮に平成27年頃にこの議論が出ていたのであれば検討の余地はあったかもしれないが、本件は都市計画決定が進んでいて継続案件だからこそ、この2案をイーブンに扱う必要はないという趣旨で相違ないか。

◆ [部会長]

おおよそ荒木委員の理解、趣旨で相違ない。

○荒木委員

ということであれば理解するところである。線形変更が困難かどうか、ここでは審議対象とすることはなく、原則的には事業継続で扱っていくべきだと解釈する。

◆ [部会長]

追加で申し上げると、この建設事業評価審議会が、どこまでのことについて審議すべきなのかということについて、私はわりあい権限の小さいものであるものと理解している。都市計画決定の内容というのは、もっと他のところ、上位レベルで決まっているという前提であり、その前提のもとでどうやって事業進捗しているか、というようなところが、本審議会の審議すべき内容だと理解している。

そのため、他の委員の方から「事業継続ありきで審議がなされて—」というご意見もあるが、それは確かにそうであり、今の建付けとしてはそうならざるを得ないものであるとも思っている。何度もご意見として出ているように、もう少し前の段階で諸々の計画変更が可能な段階で判断をするのであれば、事業の停止であったり見直しであったりということもあろうかとは思っているところであるが、物事が動き始めてからになってくると、既に用地を売られた地権者の方で、結果的にはそこがどうにもならないとなったときに、買い戻しなどというような複雑な状況は、やはり想定されていないものであると思う。

府の建設事業評価の判断でも「事業中止」、「一部休止」などがあるが、想定されているのは、経済環境の著しい変化等で財政的に問題が出てきた場合や、あるいは道路事業で挙げるならば、線形全体に関わるような大きな問題が発覚した場合など、こういったケースの場合は事業を止めるけども、通常の公共事業で生じる利害関係者との意見の食い違いによる問題について取り上げて、事業を止める、止めないまでを判断するような場ではない、というのがこの審議会の建付けであると理解している。

さらにもう一步、踏み込んで言うと、今回の案件は、訴訟を起こすべきだろうと考える。このような審議会の場での情報が不確かである中で、何らかの判断を下すこと自体が難しい。判断を下すのが難しいというのは、他の委員の方もおっしゃっているが、もう一步

踏み込んで言うと、この場ではなくて、意見陳述をされた方、あるいは利害関係者の方は必要であれば、訴訟の場において諸々の証拠を揃えた上でしかるべき判断を求める、という方法が正しいかと思う。ただそこまでの段階ではないというところで、事業担当課からも誠実に話を進めていくとおっしゃられているわけなので、私の立場としてはそれを信じて二度とこのような問題が起きないように事業を進められたい。と言うほかないと考える。

○織田澤委員

部会長のご意見に賛同する。

○中村委員

専門的な知見においては分からない部分はあるが、部会長のご説明で理解できたところ。

○長町委員

私はまちづくりの立場にいるが、各所で10年前と現在とで比較すると公共と民間の関係性がずいぶん変わってきている。これは、皆さんも認識されていると思うが、明らかに変化してきており、都市計画決定されたものでも変わっていくという事象が、日本各地で起きている。都市計画決定というものは長い時間をかける事業を扱っていることから、当然、先ほどおっしゃったような、例えば事業中断というようなことが、断層が見つかったりといったそういう現場条件、技術的なことだけではなく、その町の状況が変わったりといった、技術的問題以外で20年前に決めたことが、今当てはまらないというようなことも往々にしてある。そういう意味でいうと、私は本件に関して事業継続を選択することは別に構わないものの、府の見解の3段落目の書きぶりについては強く意見しておきたい。先ほどから、荒木委員に賛同していると申し上げるのも、論理的に駄目であることが示されていない点にある。本来であれば、論理的に示せるのではないかと、一般の方も思われると考えている。

意見の出どころは一事業者に見えているが、町の方たちというのは何か起きているとなれば物言わぬ観察者となり、公民という関係性で見ているわけである。公共事業が以前のように専門家とともにただ事業を進めていくという時勢やフェーズから変わっているのは間違いないので、出てきている住民意見に対して、ただ単に「無理である」という言い方ではなく、もう少し論理的に詰めたらいいのではないかと感じる。結論として無理であることがわかるように、比較案で線形を検討したり、用地買収の金額を算出したり、それに例えば半年かかるんなら半年間期間を設ければいい。

部会長のおっしゃることもとても理解はでき、その通りだと思う一方、結局この審議会にそんなに力がないのであればなおさら、意見として出てきている市民の声をもう時間

切れで無理である、という取り扱いにされるのは私のようにまちづくりをやっている立場から言わせると「またその出方か」といった印象を受けざるを得ない。

なので、3段落目の書きぶりを変えるか、あるいは新たな線形案、用地買収に関して無理である理由を示すことができないものかとやはり思うところ。事業継続を選んでも構わないとは思いますが、選ぶ以上は今聞かれている疑問に対して、何か曖昧に答えている感じが拭えず、民間の方もそれを示してほしいと思われると思う。ただ、今示すネタがないというのは、実際そういった検証をやっていないからであり、やるのが得策ではないのかということを上申したい。審議会として、事業継続を選んだとしても、この府の見解3段落目のことが曖昧さはぬぐえないと感じるところ。

#### ○中儀委員

内田部会長のおっしゃることはとても理解できるし、基本的には同意できるものの、今回の場合、協力していくという府の姿勢がどれほど本気なのかどうか、表向きだけなのかもしれないしよくわからない。公共の福祉が大事であることから、相手の方が少し無理を言っているのかもしれないが、その辺りも私は量りかねるところ。町の人たちの気持ちも審議を通じてはわからない、商業施設がなくなってしまうと皆さんが困られるのかどうかもわからない。普通であればきちんと話し合いもして丸く収まる前提なのであればこのまま事業継続、付帯意見を付すだけでいいとも思うところであるが、そのようにしていいものか、今ある材料で判断できるほどのものではない。

#### ○荒木委員

繰り返しになるが、事前評価であれば都市計画決定済みのものであっても、その直前の都市計画変更が適切なものだったかどうかある程度審議できるとは思う。ただこれは継続案件であり、再評価だからこそ都市計画決定の重みを尊重せざるを得ないというのが内田部会長のお考えであると思っている。その点はわかるが、長町委員がおっしゃったように、そうであるからこそやはり府の見解としてなぜ変更が困難か、もう少し丁寧にご説明いただくべきであると思うし、継続するのであればもう少し丁寧になぜ線形変更ができないのかご説明いただくことが必要ではないかと考える。つまりこの審議会の権限や能力の問題でできないというよりは、その都市計画という法制度あるいはその事業の実施状況というところから変更できないというところをもう少し具体的にご説明いただくか、あるいはそれを説明するように付帯意見で記すか、何かやはりすべきではないかなというふうに感じたところ。

#### ○織田澤委員

付帯意見の話に関しては、明確に、ある程度踏み込んで意見を書くべきと思っている。この問題のすごくややこしいところは、スーパーがなくなると地域住民が困るという問

題が背後にあるところ。問題を少し切り分けると、そのことが基礎自治体である熊取町がどうするか考えるべき問題というふうにも捉えられると考えている。私が申し上げたいは、府としての手続きが正当であるとすれば、この問題は府が考えるべき点にはならないと考えており、その点は付帯意見の中で、要するに町の役割、結果的に工事を通じて近隣住民が著しい不利益を被らないように熊取町と府がやはりしっかりと連携を取って対応すべきというようなことを我々の意見としては書けるのではないかと思っている。

◆ [部会長]

皆さんがおっしゃられたことについては、個人的には根っこの部分では同意できることが多数ある。意見具申については、事業継続にして付帯意見を付して、この審議会の見解をもっとたくさん書き込むべきであろうというところを一つのアイデアとして考え伺っていたが、冒頭確認したように、これもホームページで公開される公的な性格を持つ文章ということを考えたときに、従来書いているスタンスからかなり踏み込んだ形ということを求められている、想定されているようなご意見であると窺えるが、それはそれでまた別の問題でくるのかなという悩みがまた新たに出てきている。

それともう1点、資料4の5ページのところに「府の対応方針」として他にどのような選択肢があるかを示しているが、例えば「事業の一部休止」、全体を止めるというわけではなく、問題になっているのは一定区間だけであるからその区間だけ止めるという主旨のものである。また、休止とすると一定期間後に再開する、というものであるが道路であるので、ひとつながりのものであることから、一部区間だけ止めるということは、ほぼ全体を止めるに近いような問題が出てくるということから「事業の一部休止」を選択するのはやはり難しいと考えている。

事業担当課には、府の見解というのはここでオーソライズするものではないということを確認した上で進めさせていただいたが、我々が判断するときの情報、材料としては、この府の見解しかないわけであることから、第3段落のところ、特に本当に線形変更というのが難しいのか、という点について、事実を踏まえた上で府はどんな見解を持たれているかというのをお示しいただきたく考えるところである。

本日の議題3の取りまとめ案としては、府から示された見解の中で、まだ不明確な部分があったことから、再度、詳細について審議会として府の方に回答を求め、それを、拝見した上で、最終の決断を下す、というのが望ましいと考えるが、他の委員の方いかがか。反対に、この会議も何度も何度もやっても仕方がないというご意見もあろうかと思う。次回先送りするのではなく、今日の段階でもう少し時間をかけて答えを出す、いずれかかと思ういかがか。

○荒木委員

多分、府の見解を補強するのは難しいだろうし、次回までに違ったもの、もう少し詳し

いご説明がなされるのであれば、それらを見てというところでもよいが、逆にそれが難しいのであれば、今回の事案がむしろ特殊であることから、この府の見解をもう少しきちんと補充するようなことを実務のうえで行うこと、と付帯意見の中で記すのがいいものかなと考えていたところ。

◆ [部会長]

他の委員はいかがか。

(他の委員についても異議なし)

◆ [部会長]

荒木委員がおっしゃった道筋もあるかと考える。意見具申(案)の付帯意見について現状の案を確認したい。付帯意見の案については、何度か事務局とキャッチボールをして、これだけは表現として入れておくべきといったような点を反映したものが現時点の案である。第2段落の「ただし—」以降の書きぶりのところで、先ほど荒木委員がおっしゃったような話であるが、線形変更をすることの困難さについて、単純にもう今の都市計画決定がなされているからという説明や、事業全体で見ると半分ぐらいもう用地買収が終わっているという説明だけでは、今回の意見陳述に対する回答とは思えない、もう少しちゃんと説明していただきたいというような旨のことを、付帯意見として追加する形が望ましいと考えている。

再提案となるが、そのような趣旨の付帯意見に書き改めるということを前提として、事業継続というような形で書き改めたものを、また部会を開いて議論するのではなく、書面による確認でよしとするという、これが再提案である。

(各委員、異議なし)

少し日数を要するかと思うので、事務局と私で修正案を作らせていただいて、それを書面確認いただくという形にしたいと思う。

(4) 評価制度全体にかかる委員意見について府の対応方針(報告)

◆ [事務局]

(資料5を用いて説明)

◆ [部会長]

昨年度に方向性を決めて、今年度実際に何をやったかということをご説明いただいた。まだ全体の大きな枠が決まった段階であり、さらに改善を重ねていくことが必要かと思う。委員の皆さんにおかれては、お気づきの点をまたご指摘いただき、逐次改善していくというような方向で、継続的に議論していただけるとありがたいと思う。

以上